



「職場の熱中症対策 罰則付きで義務化!？」



厚生年金保険法の労働政策審議会の分科会にて、**熱中症対策を罰則付きで事業者に義務付ける**省令案について了承されたそうです。

労働安全衛生規則を改正し、**令和7年6月より施行予定**。

「暑さ指数28以上または気温31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間以上の実施」が見込まれる作業について対応を義務付けるものです。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業への周知」を義務付ける。

2 改正の概要

○ 以下1、2の事項を事業者に義務付けること。

- 熱中症を生ずるおそれのある作業(※)を行う際に、
 - 「熱中症の自覚症状がある作業」
 - 「熱中症のおそれがある作業を見つけた者」
 がその旨を報告するための体制(連絡先や担当者)を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業に対して周知すること
- 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
 - 作業からの離脱
 - 身体の冷却
 - 必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
 - 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業に対して周知すること

※ WBGT(湿球黒球温度)28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

3 公布日等

(1) 公布日 令和7年4月上旬(予定) (2) 施行日 令和7年6月1日

厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について(その2)第175回 安全衛生分科会資料」

●職場における熱中症による死亡災害の傾向(令和2年～5年の熱中症死亡災害の分析結果)

- 死亡災害が2年連続で30人を超え、令和6年もそれを上回るペースで発生
- 熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念
- ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」

「高額医療費制度とは」



1. 高額医療費制度とは

同月(1日から末日まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定額を超えた分について申請により払い戻される制度です。

月をまたいだ場合は、月ごとにそれぞれ自己負担額を計算します。

例えば、3月10日から4月20日まで診療を受けた場合、3月10日～3月31日と4月1日から4月20日までで自己負担額をそれぞれ分けて、自己負担限度額を超えた分について払い戻されます(それぞれの月の分の申請が必要になりますのでご注意ください)。

医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。

2. 自己負担限度額

自己負担額は世帯で合算できます(世帯合算)

※70歳未満の方は、自己負担額(1ヵ月)が21,000円以上のものを合算することができます

①70歳未満の方の区分

所得区分	自己負担限度額	多数該当
① 区分ア (標準報酬月額83万円以上の方) (報酬月額81万円以上の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
② 区分イ (標準報酬月額53万～79万円の方) (報酬月額51万5千円以上～81万円未満の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③ 区分ウ (標準報酬月額28万～50万円の方) (報酬月額27万円以上～51万5千円未満の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④ 区分エ (標準報酬月額26万円以下の方) (報酬月額27万円未満の方)	57,600円	44,400円
⑤ 区分オ (被保険者が市区町村民税の非課税者等) (低所得者)	35,400円	24,600円

①70歳以上75歳未満の方の区分

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来・入院(世帯)
① 現役並み所得者 現役並みⅢ (標準報酬月額83万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方) 現役並みⅡ (標準報酬月額53万～79万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方) 現役並みⅠ (標準報酬月額28万～50万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [多数該当:140,100円]	140,100円
	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [多数該当:93,000円]	93,000円
	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当:44,400円]	44,400円
② 一般所得者 (①および③以外の方)	18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 [多数該当:44,400円]
③ 低所得者 被保険者が市区町村民税の非課税者等 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合	8,000円	24,600円
		15,000円

※総医療費とは、保険適用される診療費の総額(10割)です。

※多数該当とは、療養を受けた月以前の1年間に、3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4ヵ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104

E-mail: info@jinji-fuku.jp URL: http://www.jinji.fuku.jp

